

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(水害)

当村の水害は、過去において各種災害により数回となく発生している。

河川改修により、水害常襲地帯といわれる地域は、解消されているものの、集中豪雨、融雪及び大雨等による小水害が、度々発生している。

なお、近年では昭和52年3月の融雪及び降雨、昭和54年6月、平成14年8月並びに平成16年9月の集中豪雨による水害が当村の最大のものとなっている。

当村のハザードマップによると、陸奥湾沿岸部において、最大で1.0m以上2.0m未満の高潮による浸水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、広瀬地区に土砂災害警戒区域が2箇所指定されているほか、土砂災害特別警戒区域が4箇所指定されており、近隣居住区では、急傾斜地の崩壊による被害が生じる可能性がある。

また、高根地区と瀬辺地地区には、土砂災害警戒区域が8箇所指定されているほか、土砂災害特別警戒区域は5箇所指定されており、急傾斜地の崩壊や土石流による被害が生じる可能性がある。

(地震：J-SHIS)

過去の地震被害は、十勝沖地震（昭和43年5月16日発生）、日本海中部地震（昭和58年5月26日発生）、東日本大震災（平成23年3月11日発生）が最大となっている。

なお、J-SHIS地震ハザードステーションの確率的地震動予測地図によると、当村（青森湾西岸断層帯）においては、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は0.1%以上6%未満と予想されている。

また、村の震度分布図（マグニチュード7.3を想定）では、村全域で震度6弱に達するほか、国道280号線沿いを中心に、震度6強に達するとの注意喚起がなされている。

(津波：ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、陸奥湾沿岸部を中心に最大で2.0m以上5.0m未満の津波による浸水被害を受けると予想されている。

(その他)

当村は、毎年冬季に1.0m～1.5mの積雪があり、豪雪地帯特別措置法により昭和38年11月に豪雪地帯に、更に昭和54年4月には、特別豪雪地帯として指定されている。

(感染症)

新型インフルエンザや新型のウイルス感染症は、おおむね数十年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種により重症化及び発症を防ぐ効果はあるものの、新種株が発生するなど今でも予断を許さない状況にあり、全国的な感染の波による急速なまん延により、村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

村民のワクチン接種率は、令和5年11月8日現在、1回目が89.6%、2回目89.3%、3回目81.2%にあり、4回目においては、66.8%となっている。

## (2) 商工業者の状況 (令和5年4月1日現在)

- ・商工業者等数 86者
- ・小規模事業者数 76者

### 【内訳】

業種		商工業者	小規模事業者	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	32	31	村内に広く点在する
	製造業	7	6	各地区に分散している (阿弥陀川、郷沢、瀬辺地、高根)
	卸売業・小売業	14	12	村内に広く点在する
	宿泊・飲食業	6	6	国道280号線バイパス沿いに一部点在する他、旧道沿いにも点在する。
	サービス業・その他	27	21	村内に広く点在する

## (3) これまでの取組

### 1) 当村の取組

- ・蓬田村地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・蓬田村新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの策定
- ・蓬田村令和4年度防災ハザードマップの作成

### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策等の周知
- ・東京海上日動火災保険(株)等と連携したビジネス損害保険、青森県火災共済協同組合と連携した火災保険への加入勧奨
- ・マスク、消毒液、タオル等の衛生消耗品の他、一部防災備品を備える。

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が充分にいない。更には、保険、共済に対する助言を行える商工会職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する等も重要となる他、災害時に最低限必要となる防災設備、備品、機材等が不十分であることから、今後、計画的に整える必要がある。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡、情報収集を円滑に行うため、当村と当会との間における被害情報報告体制を予め構築する。
- ・発災後速やかな応急、復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生の際は、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和6年4月1日～令和11年3月31日)

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 1. 事前の対策

当会では、多発する自然災害や事故、病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援するために、蓬田村地域防災計画に基づき、本計画との整合性を図り、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるよう万難を排す。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・経営支援等巡回の際に、蓬田村防災ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業の備え、災害補償等の損害保険、共済加入、国や県の支援策の活用等）について周知を図る。

・当会ホームページや当村広報紙等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤報に惑わされることなく、冷静に対処する旨、周知を行う。

・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等について提供を行う。

##### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・蓬田村商工会事業継続計画（令和5年度策定）

##### 3) 関係団体との連携

・東京海上日動火災保険(株)を始め各損害保険会社、また、青森県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、地域の事業者を対象としたBCP啓発（定着）に向けたセミナーを開催する他、各種損害保険の紹介等を実施する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として、各種保険（生命、傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を促す。

##### 4) フォロワーアップ

・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

・（仮称）蓬田村事業継続力強化支援推進会議（構成員：当会・当村）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

## 2. 発災後の対策

自然災害発災時には、人命救助が第一であることを踏まえ、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡を行う。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を確認した上で、当会と当村で共有する。)

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を図る。

・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当村における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

・当会と当村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する等

・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務または業務を処理するものとする。

ア. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること

イ. 災害時における物価安定についての協力に関すること

ウ. 災害救助用物資、災害救助、復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること

・職員の多数が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担等については、都度当村と協議する。

・大まかな被害状況を確認の上、発災後1日以内に当村と情報共有する。

(被害状況の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・地区内の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の事業所で「看板等の損傷」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・一時的に通行に支障をきたしている箇所が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害情報がない。

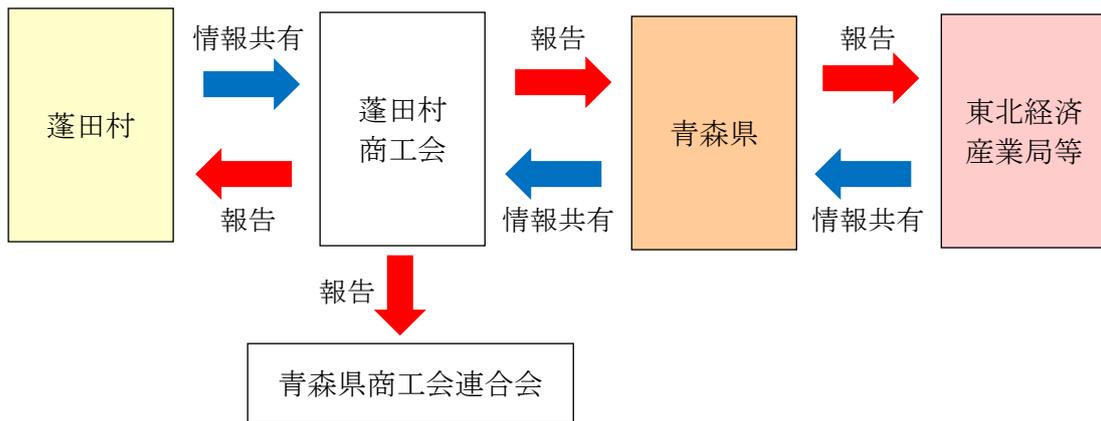
・本計画により、当会と当村は、以下の間隔で被害情報を共有することを原則とする。

期 間	連 絡 の 頻 度
発災後～1週間	1日に2回(朝、夕)を目安に共有する。
1週間～1ヶ月	1日に1回(朝)に共有する。
1ヶ月以後	4日に1回(朝)に共有する。

・当村で取りまとめた「蓬田村新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の収集と迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防ぐため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度について、予め決めておく。
- ・当会と当村は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を青森県の指定する方法により、当会から青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を青森県の指定する方法より、当会または当村より青森県へ報告する。



#### 【被害額算定の対象】

当会が主として把握する被害額については、「非住家被害」と「事業用資産」の2つとする。

##### 非住家被害

事業用建物（店舗、工場、事務所、作業場、倉庫、建物付属設備等）の被害であり、これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、住宅部分に関しては「住家被害」として、除いた処理を行う。

##### 事業用資産

建物以外の事業用資産に関する被害を言う。

具体的には、棚卸資産（商品、製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

### 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当村と協議相談を行う。（当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する（設置場所候補：蓬田村商工会館）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、当村の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援

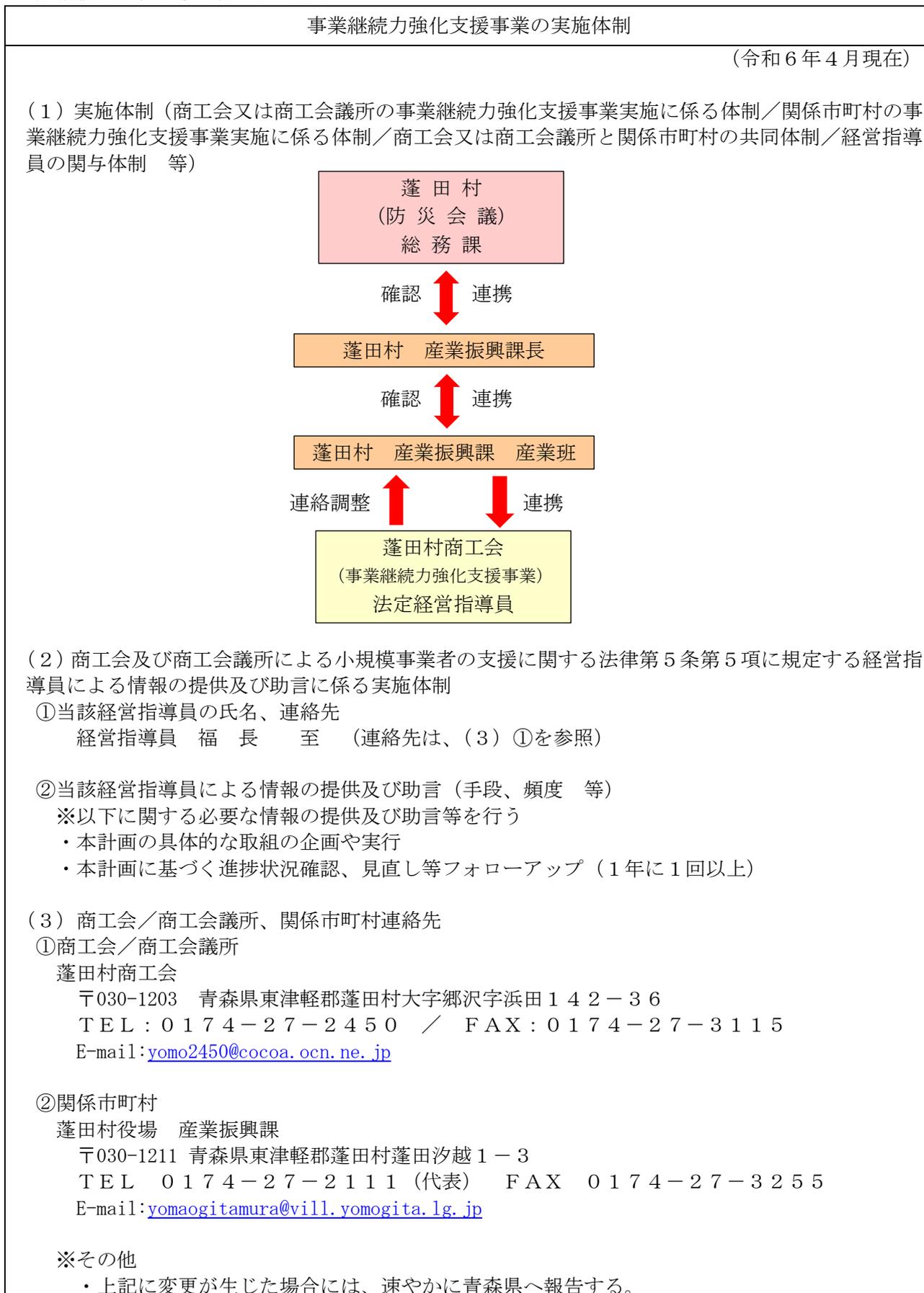
- ・青森県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
専門家派遣費	0	0	0	0	0
セミナー開催費	80	80	80	80	80
チラシ等作成費	0	0	0	0	0
防災・感染症対策費	30	30	30	30	30
協議会運営費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、蓬田村補助金、青森県補助金 など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。